

他機関との協力細則

(目的)

第1条 この細則は、総務会規程第2条及び中央事務局規程第6条第3号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が行う国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業等の推進に関し、必要な事項を定める。

(協力の種類及び範囲)

第2条 協力の種類は、共催、協賛又は後援のいずれかとする。

2 共催とは、本会を含む複数の機関が開催主体となり、共同でその催しを開催する場合をいう。

3 協賛とは、開催主体となる他機関の事業に協力し、本会が何らかの負担を伴う場合をいう。

4 後援とは、開催主体となる他機関の事業に名義上の協力を行い、負担を伴わない場合をいう。

5 実質的には後援であっても、協賛とすることができる。

(所管)

第3条 事業協力に係る窓口は、中央事務局とし、協力の諾否及び協力の種類については、理事会の議を経て会長が決定する。

(申込み手続)

第4条 事業協力を依頼しようとする者は、別紙様式により、開催の90日前までに提出するものとする。

(報告)

第5条 申込み者は、事業終了後、速やかに報告書を提出しなければならない。その様式は、自由とする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、他機関との協力に関する内規は廃止する。

(事業協力申込書様式：A4判に以下の内容と同順であればレイアウトにはこだわりません。)

年 月 日

事業協力申込書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 殿

申込者 印
代表者
所在地 〒

下記の事業について、貴会との協力（共催、協賛、後援）を申し込みます。

記

協力事業の目的及び概要（企画書等、参考書類を添付してください。）

申込み責任者氏名（フリガナ）

連絡先所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

特記事項（経費、人員、その他の負担を依頼する場合の具体的依頼内容等）

本申込書に記載された情報は、本会の事業目的以外に使用しません。
